

ライフジャケット 貸出要領

1. 目 的

北広島町内の学校及び団体が、プールや海、川などでの活動を実施する際、子どもたちが安全に楽しく活動できるよう、北広島町教育委員会が所有する子ども用ライフジャケット（以下「物品」）の貸出について、必要な事項を定めるものとする。

2. 貸出機関 貸出機関は北広島町教育委員会教育課とする。

3. 貸出物品 貸出物品は、下表のとおりとする。

貸出物品	貸出数量	貸出条件（身長目安）
ライフジャケット Lサイズ	30	125～155cm

4. 貸出対象及び使用目的

（1）貸出対象 町内の小学校、中学校、義務教育学校、児童・生徒を引率・監督する団体

（2）使用目的 使用目的として、次のいずれかに該当すること。

ア 児童、生徒に対して、県内のプールや海、川などでライフジャケットを着用させ、安全に活動させるため。

イ 児童、生徒に対して、プールや海、川などでのライフジャケット着用の重要性を教える安全教室などで使用するため。

5. 貸出方法

（1）物品の貸出を希望する者（以下「貸出希望者」という。）は、貸出申請書（様式1）を貸出機関に提出するものとする。

（2）貸出機関は前項による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当するときを除き、貸出希望者に対して物品を貸し出すものとする。なお、同一時期に複数の申込みがあった場合は、先着順とする。

ア 物品の正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。

イ 法令または公序良俗に反し、または反するおそれのあるとき。

ウ 特定の個人、政党、宗教団体等を支援または公認しているような誤解を与え、または与える活動に使用するおそれのあるとき。

エ 物品を営利目的で使用するおそれのあるとき。

オ その他、貸出機関が物品の貸出について不適当であると認めるとき。

- (3) 貸出を受ける者（以下「借受者」という。）は、貸出機関から物品を直接受け取ること
を原則とする。また、使用後は責任をもって速やかに貸出機関へ返却するものとする。

貸出及び返却に伴う事務手続きは、北広島町教育委員会で行う。

- (4) 貸出機関は借受者に対して、貸出申請書の写しを渡し、取扱説明書をもとに、使用方法
の説明を行うものとする。

- (5) 貸出に伴う搬出及び搬入は借受者が行うものとする。

6. 貸出期間 貸出期間は、原則として1週間以内とする。

（貸出対応時間 開庁日（平日）の9時～17時）

7. 貸出料 貸出料は、無料とする。

8. 損害賠償

借受者の故意または不注意により物品を破損・汚損した場合は、借受者は修繕費用等を負
担するものとする。

9. 貸出機関等の責任

物品の使用により借受者が受けた被害、または借受者が第三者に与えた損害に対して、貸
出機関は一切その責任を負わない。

10. その他

- (1) 借受者は、物品の使用について、別添の「ライフジャケット使用に関する留意事項」に
より取り扱わなければならない。

- (2) その他の事項については、貸出機関と協議すること。

11. 施行期間

この要領は、令和8年9月1日から施行する。

別添 ライフジャケット使用に関する留意事項

1. 借受者は、物品を使用する際は正しく装着するとともに、活動中の安全管理に十分な配慮を行うこと。
2. 物品の使用により借受者が受けた被害、または借受者が第三者に与えた損害に対して、貸出機関は一切その責任を負わない。
3. 使用中に物品が破損した場合は、その使用を取りやめ、速やかに貸出機関あて報告を行うこと。物品の破損、紛失等については、借受者がその責任を負うこと。
4. 活動終了後は以下の作業を行うこと。
 - (1) 物品を洗浄して汚れを落とし、十分に乾燥させること。
 - (2) 物品の数や異常の有無を確認したうえで返却すること。
5. 借受者は、第三者に転貸してはならない。

様式1

ライフジャケット貸出申請書

令和 年 月 日

北広島町教育委員会教育長 様

住 所
団 体 名
代表者名
電話番号

裏面事項を遵守し、下記のとおり物品の借用を申し込みます。

記

※は記入の必要ありません

使用目的		
使用場所		
借用期間	令和 年 月 日 () から令和 年 月 日 () まで	
借 用 数	Lサイズ (身長 125 cm～155 cm)	_____着 ※No.
返却日時	※ 令和 年 月 日 () 時 分 (記入者)	
担 当 者	氏 名 連絡先 (日中でも連絡がとれる番号)	

裏面に、遵守事項がありますので、必ずお読みください。

【申請書提出先・問い合わせ先】
北広島町教育委員会 教育課
TEL : 0826-72-7362

(裏面)

遵 守 事 項

1. 物品を使用する際は正しく装着するとともに、活動中の安全管理に十分な配慮を行います。
2. 物品の使用により借受者が受けた被害、または借受者が第三者に与えた損害に対して、北広島町教育委員会は一切その責任を負わないことを了承します。
3. 使用中に物品が破損した場合は、その使用を取りやめ、速やかに北広島町教育委員会あて報告を行います。物品の破損、紛失等については、申請者がその責任を負います。
4. 活動終了後は以下の作業を行います。
 - (1) 物品を洗浄して汚れを落とし、十分に乾燥させます。
 - (2) 物品の数や異常の有無を確認したうえで返却します。
5. 第三者に転貸しません。